

株主・投資家の皆様へ

**「株式分割の実施」および
「株式分割の実施に伴う株主優待制度の
配布基準変更」、
「長期保有株主様向け優待制度導入」の
お知らせ**

1. 株式分割

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的とし、2015年3月31日を基準日として、2015年4月1日に1株を4株に分割いたします。

2. 株式分割に伴う株主優待制度の配布基準変更

株式分割に併せ、2015年9月30日基準日の配布分より下表のとおり、株主優待制度の配布基準を変更いたします。(下線部分は株式分割後の実質的な変更箇所)

変更前				変更後			
所有株式数	9月末	3月末	合計	所有株式数	9月末	3月末	合計
100株未満	—	—	—	<u>100株以上</u>	—	<u>1枚</u>	<u>1枚</u>
100株以上	1枚	1枚	2枚	400株以上	1枚	1枚	2枚
200株以上	2枚	2枚	4枚	800株以上	2枚	2枚	4枚
300株以上	3枚	3枚	6枚	1,200株以上	3枚	3枚	6枚
400株以上	4枚	4枚	8枚	1,600株以上	4枚	4枚	8枚
500株以上	5枚	5枚	10枚	2,000株以上	5枚	5枚	10枚
3,000株以上	6枚	6枚	12枚	<u>2,400株以上</u>	6枚	6枚	12枚

▶ 株主優待制度

9月30日、3月31日の年2回を基準日とし、その時点における株主名簿に記録の所有株式数に応じて、株主用パスポート[★]を配布いたします。

★東京ディズニーランドまたは東京ディズニーシー、どちらかのパークで利用可能な有効期間が1年間の1デーパスポート。入園制限中や特別営業時間(年越し特別営業など)は、ご利用いただけません。



写真は、2014年9月30日基準日の株主様に配布した株主用パスポートです。

3. 長期保有株主様向け優待制度

当社株式を長期にわたり保有していただける株主様にさらなる感謝の意を表するとともに、引き続き当社および東京ディズニーリゾートの成長をご支援いただきたいという思いから、長期保有株主様向け優待制度を導入いたします。

▶ 長期保有株主様向け優待制度

現行の株主優待制度に追加して、東京ディズニーリゾートの5周年毎のアニバーサリーイヤーに株主用パスポート*¹を配布いたします。

東京 ディズニーリゾート 35周年	配布対象 2015年9月30日から2018年9月30日までのすべての基準日(9月30日および3月31日)において、同一株主番号で当社株式を100株* ² 以上保有されている株主様	配布枚数 所有株式数にかかわらず 2枚	配布時期 2018年12月(予定)
東京 ディズニーリゾート 40周年	配布対象 2018年9月30日から2023年9月30日までのすべての基準日(9月30日および3月31日)において、同一株主番号で当社株式を100株* ² 以上保有されている株主様	配布枚数 所有株式数にかかわらず 4枚	配布時期 2023年12月(予定)

▶ 配布イメージ



*1 現行の株主優待制度にて配布をしている株主用パスポート*と同様の条件でご利用いただけます。

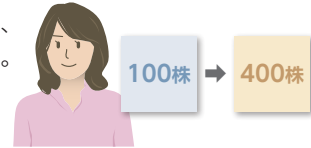
*2 2015年4月1日に予定しております株式分割後の株式数を基準とします。

質問にお答えします!



Q1 私は、今(2015年2月時点)オリエンタルランドの株式を100株所有していますが、私が所有している株式はどうなりますか?

A 株式分割に伴い、所有いただいている株式数は4倍の400株となりますが、理論的には株価は4分の1となりますので、株式の資産価値は変わりません。また、1ページに記載のとおり、株主用パスポートの年間配布枚数も変わりません。



Q2 配当金に変更はありますか?

A 株式分割は2015年4月1日に行われますので、2015年3月31日基準日に株式を所有されている株主様にお支払いする期末配当金については、株式分割前の株式数および配当金額が適用されます。なお、来期の配当金に関しては、2015年4月下旬の期末決算発表時に発表予定です。

Q3 オリエンタルランドの株主ですが、株式分割に伴い必要な手続きはありますか?

A 特に必要ありませんので、ご安心ください。

Q4 オリエンタルランドの株式を購入したいのですが、株式分割後の株価で購入できるのはいつからですか?

A 2015年3月末の権利確定日の翌日、すなわち、2015年3月27日より株式分割後の株価でご購入いただけます。

Q5 いつまでにオリエンタルランドの株式を購入すれば、東京ディズニーリゾート35周年に配布される長期保有株主様向け優待の対象となりますか?

A 2015年9月30日基準日の株主名簿に記載される必要があります。そのためには、権利確定日(2015年9月25日)までに株式を購入しておく必要があります。

Q6 長期保有株主様向け優待制度の期間中に、結婚をして姓が変わった場合や、引っ越して住所が変わった場合も配布の対象となりますか?

A お名前が変わったことや住所が変わったことを証券会社等の口座管理機関に届け出いただく必要がありますが、原則配布対象となります。ただし、遺産相続などで株主番号が変更になった場合は、配布の対象にならないことがあります。

Q7 今回配布基準が変更される株主優待制度、新しく導入される長期保有株主様向け優待制度、それぞれなにが配布されますか?

A どちらの制度においても、株主用パスポート*をお配りします。
*東京ディズニーランドまたは東京ディズニーシー、どちらかのパークで利用可能な有効期間が1年間の1デーパスポート。入園制限中や特別営業時間(年越し特別営業など)は、ご利用いただけません。